

## 20歳になったら国民年金に加入を！

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入します。やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

### 加入の流れ

- 20歳になる前月に社会保険事務所から加入のお知らせが送付されます。忘れずに国民年金加入の手続き（左記の表を参照）をしましょう。
- 加入手続き後、年金手帳が交付されます。この手帳は、就職をしたとき、年金を受けるときなど一生を通して使いますので、大切に保管してください。

### 毎月の保険料

14,410円  
 （第1号被保険者の保険料（定額・平成20年度の額））

### ☆ 保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度

や、保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」などの保険料免除制度を利用できます。

詳しい内容・お申込みは町民課住民係又は松山西社会保険事務所へ。

### 問 町民課住民係

松山西社会保険事務所  
 国民年金課  
 ☎925-5175

| 国民年金の種類 |                                 | 手続き先                               |
|---------|---------------------------------|------------------------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業、農業、学生などで20歳以上60歳未満の方        | 役場町民課住民係                           |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険、共済組合に加入している方             | 加入手続は不要です                          |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方 | 配偶者のお勤め先の事業主（事業主経由で社会保険事務所へ提出されます） |

## 児童虐待の相談は福祉課まで

町では、警察署、児童相談所、保健所、医師、民生児童委員などの関係機関で構成する「松前町要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待などを受けている要保護児童の早期発見や適切な保護を図っています。

児童虐待などの対策は、早期発

見が重要です。皆さんも関心を持っていただき、情報提供にご協力ください。また、児童虐待に関する心配ごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

### 問 福祉課児童福祉係

☎985-4114

## 結婚50年目のご夫婦を表彰します

町では、金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会にあわせて行っています。

町内在住で、結婚50年目のご夫婦（昭和34年中にご結婚されたご夫婦）は、各校区の老人クラブ会長又は介護保険課地域包括支援センター係まで連絡をお願いします。

岡田校区会長 茂川 俊一  
 ☎984-2522  
 介護保険課  
 地域包括支援センター係  
 ☎985-4205

### 問 松前校区会長

重川 源  
 ☎984-2208  
 北伊予校区会長 高石 勝  
 ☎984-2718

